

# 施術所広告のしおり

(令和4年12月)








## 広告できる事項は決まっています！

- あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外の事項について、広告をしてはならない。(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第7条)
  - 柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。(柔道整復師法第24条)
- ※これらの規定に違反した者は30万円以下の罰金に処するとされています。

札幌市保健所医療政策課医務係


これだけ!!

# 広告できる事項

<b>施術者である旨</b>  「あん摩マッサージ指圧師(厚生労働大臣免許)」「はり師(厚生労働大臣免許)」「きゅう師(厚生労働大臣免許)」「柔道整復師(厚生労働大臣免許)」	
<b>施術者の氏名・住所</b>	
<b>業務の種類</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう</li> <li>・もみりようじ、やいと・えつ、小児鍼</li> <li>・ほねつぎ又は接骨、整骨</li> </ul>	
<b>施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項</b> <small>※保健所へ届出した名称とすること</small>	
<b>施術所開設の届出をした旨</b>	
<b>施術日又は施術時間</b>  「営業日」「受付時間」等も可能です。 <small>※ただし、「診察日」「診療時間」「休診」などのように医療機関を連想させる言葉は使用できません。</small>	
<b>休日又は夜間における施術の実施について</b>	
<b>出張施術の実施について</b> <small>※ただし、「往診」は医療機関を連想させるため、使用できません。</small>	
<b>予約について</b>	<b>駐車場設備について</b>
<b>医療保険療養費支出申請ができる旨</b>  <small>※必ず、以下の事項と併記する必要があります。</small>	
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content;"> <p style="margin: 0;">「保険証が使えます」 「保険取扱い」だけではダメ!!</p> </div> </div>	
<small>【あん摩マッサージ・はり・きゅう】 申請については、医師の同意が必要な旨</small>	
<small>【柔道整復】 脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については、医師の同意が必要な旨</small>	

# Q&A

## Q1 どんなものが、広告に該当しますか？

A1 特定の発信者が、不特定多数の人を対象にして情報を知らせる目的を持ったものです。

例えば次に掲げるものが対象となります。

- (1) チラシ、パンフレット等
- (2) ポスター、看板等
- (3) 新聞、折り込み広告、雑誌その他の出版物等
- (4) インターネット上のバナー広告等
- (5) 不特定多数の者への説明会、相談会、キャッチセールス等

において使用するスライド、ビデオ又は口頭で行われる演述によるもの



## Q2 施設内掲示や施設内で配布するパンフレット等は広告に当たり ますか？

A2 施設内掲示や、施設内で配布するパンフレット等は、その情報の受け手が現に施設を利用している人に限定されるため、広告には当たりません。ただし、希望していない者にダイレクトメールで郵送する場合は広告に当たります。

## Q3 施術所の名称について制限はありますか？

A3 病院、診療所と誤認される紛らわしい名称をつけることはできません。

これに伴い、施術を行う日を「診察日」や「診療日」、休みの日を「休診日」のように広告することはできません（それぞれ「営業日」、「休業日」であれば可能）。

また、医学的な治療を行っているとは誤認されるような名称も認められません。

なお、『「マッサージ」「はり」などの業務の種類が名称に含まれていなければならぬ』のように、特定の文言を名称に入れなければならないといった制約はありません。

OK!

□□接骨院  
営業日  
休業日 など

NG!

〇〇診察所  
漢方△△院  
診察日  
休診日 など



**Q4 写真は広告できますか？**

A4 施術者の顔写真（施術者名と資格名を併記する場合に限る）、背景となる風景写真は広告可能です。

ただし、施術所の外観や内部、施術風景などの写真は広告できません。

**Q5 イラストは広告できますか？**

A5 業務の種類（はり、きゅうなどの単体のもの）のイラスト、健康保険証のイラストなどは、イラスト単体で表記するのではなく、業務の種類、医療保険療養費支出申請ができる旨（申請については医師の同意が必要な旨）も併記する場合に限り広告可能です。また、背景等となるイラストやレイアウトに使用する幾何学模様などは広告可能です。

ただし、施術風景や施術の効果を暗示するイラスト、適応症・施術部位を示すイラストなどは広告できません。

**OK!** 【業務の種類】

はり、きゅう



健康保険証が使えます。

（申請については医師の同意が必要です）

**NG!**



**Q6 ホームページのアドレスは広告できますか？**

A6 できません。ホームページのアドレスやメールアドレス、QRコードは広告できません。また、「△△△で検索」なども広告できません。

**Q7 症状(適応症)や対象部位を広告することはできますか？**

A7 できません。症状(適応症)や施術の対象部位は広告できる事項ではありません。

**NG!**

- ・腰痛・捻挫・むち打ち症・肩こり・リウマチ・関節痛・神経痛
- ・頑固なコリ・スポーツ障害
- ・脚・腰・肩・首
- ・腰痛でお困りの方・交通事故の怪我や後遺症でお悩みの方



**Q8 施術の内容や費用を広告することはできますか？**

A8 できません。施術の時間や施術メニュー、施術の料金などは広告できません。

**NG!**

- ・マッサージ 30分 3,000円
- ・お試しコース(整骨 30分+はり灸) 3,500円
- ・学生コース 1,500円
- ・初回 1,200円 2回目以降 800円
- ・出張料金無料

**Q9 施術者の技能や施術方法、経歴は、広告できますか？**

A9 できません。

**NG!**

- ・ベテランの～、経験豊富な～・〇〇師会会員 ・院長××
- ・〇〇流あん摩術・□□メソッド
- ・酸素療法・水圧マッサージ・ほぐし・美容鍼
- ・全日本\*\*チーム(2010～2012)、△△大会スタッフ(2014)

**Q10 施術の効果・効能は、広告できますか？**

A10 できません。



**NG!**

- ・ 体質改善・骨盤矯正・ダイエット・姿勢の改善
- ・ 肩こり治ります。
- ・ 血流の改善、炎症の鎮静効果があります。

**Q11 医療保険以外の保険について、広告できますか？**

A11 できません。

**NG!**

- ・ 労災保険
- ・ 自動車損害賠償責任保険取扱い



**Q12 体験談・感想は、広告できますか？**

A12 できません。

**NG!**

「受ける前とは生まれ変わったような感覚です」  
「身体がスッキリ軽くなりました」

**Q13 キャンペーンや割引について広告してもよいですか？**

A13 できません。キャンペーンや割引を実施している旨やその内容などを広告することはできません。また、広告物にチケットやクーポン券などをつけることもできません。

**NG!**

「このチラシを持参された方は、マッサージ(30分)を500円で提供します」

『特別割引チケット』“全身マッサージ 4,320円→3,240円”



Q14 キャッチコピーやあいさつ文を広告物に掲載することはできますか？

A14 できません。

NG!

「疲れたあなたをリフレッシュ」「一人ひとりに合った施術」  
「当院はおかげさまで開院から10年をむかえることができました。これからも当院をよろしくお願いします。」

Q15 同じ施設で営業している整体院と施術所の広告を一緒にすることはできますか？

A15 できません。国家資格を持たない方が営業する整体、カイロプラクティックなどの施設の広告と施術所の広告は、利用者の誤解を受けないように明確に区分していただく必要があります。

その他にも



NG!

- ○○協会公認、厚生労働省認可
- △△さん（有名人）も来店
- 「安心です」「ご相談下さい」「お待たせしません」
- 無料送迎

等も認められません

広告について不明な点がございましたら、札幌市保健所医療政策課医務係にご相談ください。

【広告に関するお問い合わせ先】  
札幌市保健所医療政策課医務係 TEL:011-622-5162